



■ 令和 7 年 4 月からの水道料金制度変更について (お知らせ) ■

大阪広域水道企業団は、平成 31 年 4 月から泉南市の水道事業を引き継いで実施しています。同様に府内 13 市町村での水道事業 (水道センター) を運営していますが、経営の効率化とサービスの向上を図るため、現在、運用方法の統一を進めています。これにより、**令和 7 年 4 月から**上下水道料金の検針・徴収周期やお支払期限等が変更になります。ご理解いただきますようお願いいたします。

～ 水道料金等のお支払期限等が変わります ～

- 2 か月分ごとに検針・請求を行います。また、お支払期限などが変わります。

	現在	令和 7 年 4 月以降
検針・請求	2 か月に 1 回・毎月	2 か月に 1 回 (2 か月分まとめてのお支払いとなります)
口座振替日	検針月の翌月 7 日 (1 か月分) 検針月の翌々月 7 日 (1 か月分)	検針の翌月 23 日 (2 か月分)
納付書払い支払期限	検針月の翌月末日 (1 か月分) 検針月の翌々月末日 (1 か月分)	検針の翌月 23 日 (2 か月分)

- 使用者番号 (お客さま番号) が変わります。
- 検針のお知らせや納入通知書等のデザインが変わります。
- お客さまご自身に行っていただく手続きはありません。また、水道料金の変更もありません。

次のページにて検針地区ごとのお支払期限等の移行イメージ図を掲載しております。

※田尻水道センターから水道料金を請求しているお客さま (岡田地区及び北野地区の一部) のお支払期限等の移行については、別途ちらしを各戸に配付してご案内します。

～ お客さまの利便性が向上します ～

- 令和 7 年 4 月からお支払方法に『クレジットカード払い』を追加します。



※手続きについては、3 ページ目『大阪広域水道企業団お客さまサポート』を利用いただけます』をご覧ください。

- 使用水量や料金のデータを「見える化」します。



- ◇ スマートフォンやパソコンから、使用水量や料金の確認ができます。
- ◇ 使用水量をチェックすることで、宅内漏水の早期発見にもつながります。



～水道料金等のお支払期限等の移行イメージ～

2か月検針・毎月徴収

2か月検針・2か月徴収

(奇数月検針地区)

検針月	令和7年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
使用分	● 12・1月分		● 2・3月分		★ 4・5月分		★ 6・7月分		★ 8・9月分	⇒以降 2か月ごとに 検針・ 請求
請求対象	● 11月分	● 12月分	● 1月分	● 2月分	● 3月分	★ 4・5月分		★ 6・7月分		
口座振替日	1/7	2/7	3/7	4/7	5/7	6/23		8/25*		
納付書払い支払期限	1/31	2/28	3/31	4/30	5/31	6/23		8/23		

(偶数月検針地区)

検針月	令和7年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
使用分		● 1・2月分		★ 3・4月分		★ 5・6月分		★ 7・8月分		⇒以降 2か月ごとに 検針・ 請求
請求対象	● 11月分	● 12月分	● 1月分	● 2月分	★ 3・4月分		★ 5・6月分		★ 7・8月分	
口座振替日	1/7	2/7	3/7	4/7	5/23		7/23		9/24*	
納付書払い支払期限	1/31	2/28	3/31	4/30	5/23		7/23		9/23	

※ 口座振替日が土・日・祝日の場合は、翌金融機関営業日となります。

令和7年4月 2か月検針・2か月徴収スタート
(以降、2か月ごとに検針・請求)

- 口座振替日の変更と同時に、2か月分の料金をまとめて請求することになります。振替日の口座残高にご注意いただき、あらかじめ必要な金額をご準備ください。
- 検針地区（偶数月・奇数月）については現在と変更はありません。
- その他詳細についてのお問合せは、泉南水道センター総務課（TEL：072-482-6551）または泉南水道センターお客さまセンター（TEL：072-482-0600）までお願いします。
- 大阪広域水道企業団公式ウェブサイトにも掲載いたしますので、そちらもご覧ください。
※ご使用のスマホやブラウザで『大阪広域水道企業団 泉南市 お知らせ』で検索してください。